



あなたとわたし

男女共同参画
情報誌

vol.22

2006年11月下旬号

発行：福生市生活環境部
協働推進課

性別や年齢の違いを超えて平等にともに手を携える関係でありたいから

特集：男女が協力しての家庭づくりを考える 夫婦で子育ての楽しさを！

核家族化が進み、育児を含めた家事全般をどのようにこなしていくかが、若い家族の大きな課題になっています。親が近くにいれば、頼ることもできるでしょうが、できない家族も少なくありません。

父親としても、育児だけではなく、家事全般への参加は避けられないものであり、これをどう乗り越えるかが家庭づくりの重要なテーマになっています。

今回は、3人の若いパパの育児体験を取材しました。育児休暇を取得した方、民間企業で男性の育児休業取得の雰囲気のない中、なんとか夫婦で工夫して育児をこなしている方。

子育てを通じて、新しい生命を迎えた家族の仕事に、それまで味わえなかった喜びを見つけたという人、わが子とのスキンシップの中で、生きがいと責任を感じたという人。子育ては、父親を成長させる仕事でもあるようです。また、子育てを通して夫婦の信頼も強くなったという声も聞かれました。

今回の特集では、そんな子育てに熱心な家族を取材し、家庭づくりの奮闘ぶりをご紹介します。

次ページで子育てに熱心な様子をご紹介します



宮本さん（仮名）

福生市内在住。市外の民間企業にお勤め。パートナーは専業主婦。現在第1子（3歳）の子育てに奮闘中。



田澤仁志さん

福生市内の小学校で先生をされています。パートナーも教師。第1子の誕生から1歳までは母親が産休と育児休暇を取得。1歳から2歳までの1年間、本人が育児休暇を取得。

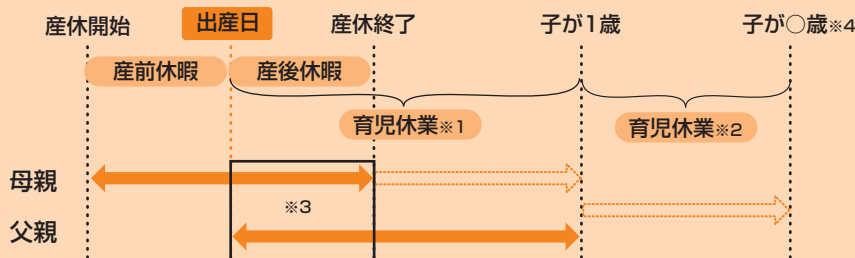


小笠原雄二さん

福生市内で学校用務をされています。パートナーは教師。第2子の誕生から2ヶ月間育児休暇を取得。

豆知識

育児休業



- ※1 育児休業は父母のどちらか一方しか取得できない事になっています。
- ※2 期間の延長は1回だけ申請可能となっています。
- ※3 母親は「産後休業」父親は「育児休業」と重複して取得可能な期間となります。
- ※4 最大取得できる期間は就業している会社や自治体によって異なります。

海外では？

男女平等政策を推進するノルウェーでは、父親専用の育児休業「パパ・クォータ」制があります。育児休暇のうち、6週間は父親がとらなければならない、父親が取れない場合、母親が代わりに取得することは認められません。

育児休業制度とは、子が生まれてから1歳に満たない子1人につき、労働者（男女とも）が申し出た期間（任意）、連続して休みが取れる制度です。この法をもとに、就業規則や労働協約が定められています。（会社によっては3年までというところもあります。）

平成17年4月の改正では一定の範囲の期間雇用者への拡大、休業が必要と認められる一定の場合には子が1歳6ヶ月に達するまで育児休業を取得することができるようになりました。

育児休暇は誰でも取れるの？

育児休暇を取る事が出来る対象は原則として正社員の労働者や長期間同じ会社で働いている契約社員、派遣社員、パートタイムの労働者です。ただし労使協定により、対象外となる条件があります。